

## 公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年6月25日

茨城県知事 大井川 和彦

### 記

#### 1 調達に付する事項

##### (1) 委託業務名

令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託

##### (2) 目的

農産物の生産者等とバイヤー等とのマッチングを図る商談会を開催することにより、本県農産物の販路開拓を図る。

##### (3) 委託業務内容

令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託仕様書（別紙1）による。

##### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

##### (5) 見積限度額

金2,999,700円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める）

#### 2 プロポーザルの参加者に要求される資格案件

以下の要件すべてを満たすものとする。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（申請中を含む）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

(5) 過去5年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

#### (2) 企画提案を審査するための評価項目

評価項目	評価事項
効果的な事業実施	① 食品関係業界の実態を十分に把握した上で、生産者とのマッチングが期待できるバイヤー等を招へいできる提案内容となっているか。
	② 商談に必要な機器の設置と使用方法等についての経験やノウハウを有しており、効果的な商談会の開催が期待できる提案内容となっているか。
業務の実施体制	③ 作業スケジュール、作業内容は妥当であり、確実に実現可能な内容となっているか。
	④ 提案内容を実施するうえで十分な人員を確保しているか。また、十分な専門性を有しているか。
会社の業務実績	⑤ 過去に本事業と類似した事業を実施した実績を持ち、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。
総合力等の評価	⑥ 上記のほか、特に評価できる点など、総合的勘案事項。

### 4 手続き等に関する事項

#### (1) 担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課 青果物グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-2855 / F A X 029-301-2859

電子メール [nouyu@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:nouyu@pref.ibaraki.lg.jp)

#### (2) プロポーザルに関する質疑受付・回答

##### ア 質疑の提出方法

質疑・回答書(別紙)により、F A Xもしくは電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

##### イ 質疑受付期間

令和8年6月25日(木)から7月10日(金)午後5時までとする。

##### ウ 提出先

4(1)担当部局に同じ。

##### エ 回答方法

質疑は、令和8年7月13日(月)午後5時までにF A Xもしくは電子メールにより回答する。なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加または修正とみなす。

## 5 企画提案書等の提出期限等

### (1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案提出書（様式1） 1部
- イ 会社・団体概要（様式2） 1部
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 7部
- エ 資格要件に関する申立書（様式4） 1部
- オ 企画提案書（様式自由とするが、提案者名がわかるような記載はしないこと） 7部  
以下の内容を記載すること。

#### (ア) 事業のスケジュール

実施する時期、実施内容及び体制（再委託を予定する場合は、再委託の相手先や役割を記入）について、具体的な内容を記載すること。

#### (イ) 商談会におけるバイヤー等と生産者のマッチング

招へい予定バイヤー等、マッチング方法等、具体的な内容を記載すること。

(ウ) (イ) について、過去に同様の取組みを行った経験があればその内容を記載すること。なお、産地や企業の名称は具体的に記載すること。

#### (エ) 費用見積額

積算基礎が明確な経費見積書（消費税等を含む）を記載すること。

#### (オ) その他

事業に対する意見などがあれば記載すること。

(2) 提出期限 令和8年7月15日（水）

(3) 提出先 4（1）担当部局に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。

(5) 留意事項 企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（県の休日及び正午から午後1時までを除く）。郵送の場合には、令和8年7月15日（水）までに到着したものを有効とする。

## 6 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施日時・場所

日時：令和8年7月23日（木）

※実施時間及び場所については、企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

### (2) その他

ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

## 7 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。

- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (6) 契約書の要否 要
- (7) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として茨城県に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

(別紙)

茨城県営業戦略部県産品販売課 宛て

[電子メール : nouyu@pref.ibaraki.lg.jp]

## 質 問 書

事 業 名		
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話・FAX ・e-mail)	
質 問 内 容		

(様式1)

令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託企画提案提出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(県産品販売課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
所属	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

(様式2)

会社・団体概要

商号又は名称	
代表者	
住所	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
主な支店・営業所	

※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること。(提出部数1部)

(様式3)

過去5年間の同種又は類似業務の実績

事業名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額（千円） 履行期間

※5件まで記載すること。

(様式4)

## 資格要件に関する申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(県産品販売課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託のプロポーザルの参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

### 記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（申請中を含む）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 4 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 5 過去5年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。